

苫小牧市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 月 8 月作成

苫小牧市 健康こども部 健康支援課

苫小牧市新型インフルエンザ等対策行動計画目次

I はじめに

1 国と北海道における取組	1
2 苫小牧市行動計画の作成、位置づけ	1
3 苫小牧市行動計画の対象とする感染症	2
4 苫小牧市行動計画の見直し	3

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1 対策の目的及び基本的な戦略	4
--------------------	---

II-2 対策の基本的考え方	5
----------------	---

II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
--------------------------	---

1 基本的人権の尊重	6
2 危機管理としての特措法の性格	7
3 関係機関相互の連携協力の確保	7
4 記録の作成・保存	7

II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
--------------------------	---

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	7
2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	8

II-5 対策推進のための役割分担	9
-------------------	---

1 国の役割	9
2 北海道の役割	9
3 市の役割	9
4 医療機関の役割	10
5 指定（地方）公共機関の役割	10
6 登録事業者の役割	10
7 一般の事業者の役割	10
8 市民の役割	10

II-6 行動計画の基本項目	11
----------------	----

1 実施体制	11
2 サーベイランス・情報収集	11
3 情報提供・共有	12
(1) 情報提供・共有の目的	

(2) 情報提供手段の確保	
(3) 発生前における市民等への情報提供	
(4) 発生時における市民等への情報提供と共有	
ア 発生時の情報提供について	
イ 市民の情報収集の利便性向上	
4 予防・まん延防止	13
(1) 予防・まん延防止の目的	
(2) 主なまん延防止対策（個人、地域・職場等）	
5 予防接種	14
(1) ワクチン	
(2) 特定接種	
ア 特定接種について	
イ 特定接種の対象者	
ウ 特定接種の接種順	
エ 特定接種の使用ワクチン	
オ 特定接種の接種体制	
(3) 住民接種	
ア 住民接種について	
イ 住民接種の対象者	
ウ 住民接種の接種順	
(4) 留意点	
(5) 医療関係者に対する要請	
6 医療	19
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	21
Ⅱ-7 発生段階	21

Ⅲ 各段階における対策

未発生期	25
1 実施体制	25
2 サーベイランス・情報収集	25
3 情報提供・共有	26
4 予防・まん延防止	26
5 予防接種	27
6 医療	28
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	30

海外発生期	31
1 実施体制.....	31
2 サーベイランス・情報収集.....	32
3 情報提供・共有.....	32
4 予防・まん延防止.....	33
5 予防接種.....	33
6 医療.....	34
7 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	35
国内発生早期	37
1 実施体制.....	37
2 サーベイランス・情報収集.....	38
3 情報提供・共有.....	39
4 予防・まん延防止.....	39
5 予防接種.....	41
6 医療.....	42
7 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	43
国内感染期	45
1 実施体制.....	45
2 サーベイランス・情報収集.....	46
3 情報提供・共有.....	46
4 予防・まん延防止.....	47
5 予防接種.....	48
6 医療.....	48
7 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	50
小康期	53
1 実施体制.....	53
2 サーベイランス・情報収集.....	53
3 情報提供・共有.....	54
4 予防・まん延防止.....	54
5 予防接種.....	54
6 医療.....	54
7 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	55
(参考 1) 特定接種の対象となる業種・職務について.....	56
(参考 2) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策.....	57

苫小牧市新型インフルエンザ等対策行動計画

I はじめに

1 国と北海道における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

このため、国では、平成 24 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

平成 25 年 6 月には、特措法第 6 条に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定されました。この政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

また、北海道では、特措法第 7 条に基づき、政府行動計画を基本とし、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年 10 月 31 日）（以下「北海道行動計画」という。）を作成しました。北海道行動計画は、北海道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

2 苫小牧市行動計画の作成、位置づけ

国や北海道の動きを受け、市においても新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から市民の生命・健康を保護するため、市内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や北海道と連携のもと、市の実施すべき事項

を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、政府行動計画や北海道行動計画に基づく、「苫小牧市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成することとしました。市行動計画は、特措法第8条に基づく市町村行動計画に位置づけるものとします。

市行動計画は、市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定め、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、選択肢を示すものです。

（参考）市行動計画において定める事項（特措法第8条第2項）

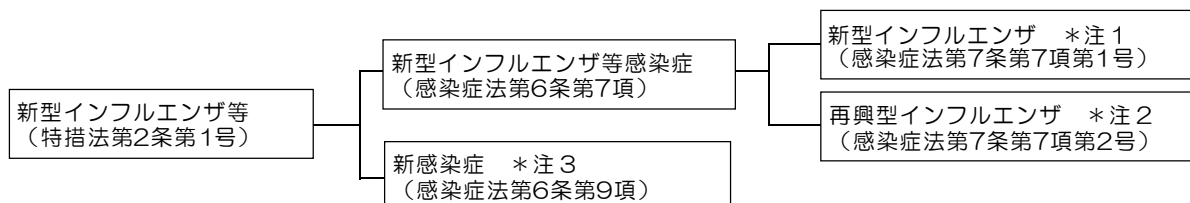
① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
② 市が実施する次に掲げる措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供 ・ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・ 物資の売渡しの要請その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置
③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
⑤ 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

3 苫小牧市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画と北海道行動計画に合わせ、以下のとおりとします。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

（参考）市行動計画の対象となる感染症



- *注 1 新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
- *注 2 再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
- *注 3 新感染症（感染症法第6条第9項）：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、政府行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応を、本政府行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示していることから、市としても、本行動計画の関連事項として、政府行動計画及び北海道行動計画に準じて、対策の概要を示します。

4 苫小牧市行動計画の見直し

政府行動計画については、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて適時適切に変更を行うものとされています。これを受けて変更される北海道行動計画に対応して、市行動計画についても必要に応じて変更するものとなります。

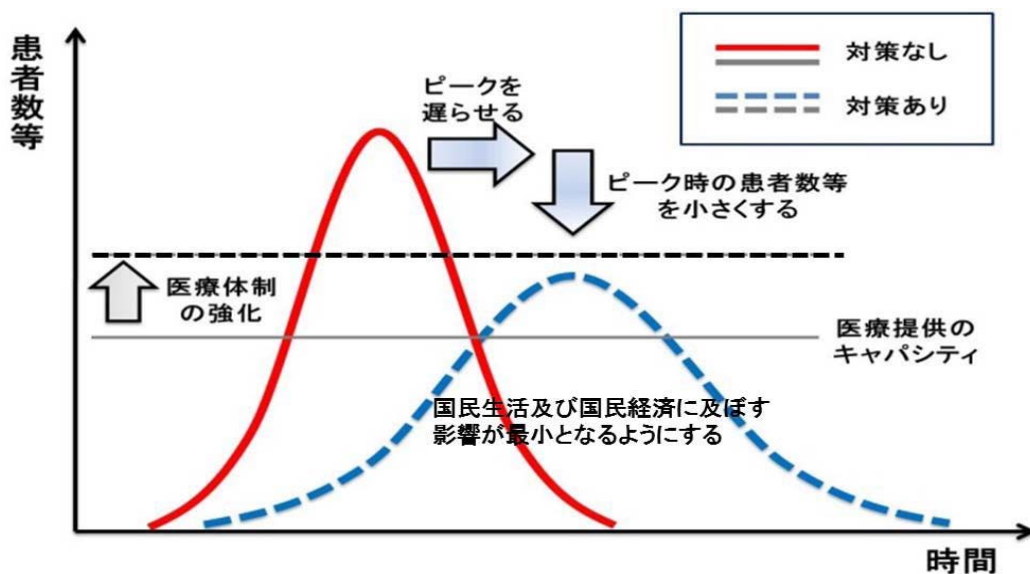
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１ 対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、対策を講じていく必要があるとしており、市としても、国、北海道と緊密に連携し、国、北海道と同様に次の2点を主たる目的として対策を講じます。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・事業継続計画を作成・実施し、医療の提供又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

(参考) 対策の効果 概念図 (政府行動計画より)



Ⅱ－２ 対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市としても、北海道と同様に、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、市における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画、北海道行動計画の基本的な考え方です。

【市の取組の考え方】

- ① 発生前の段階では、国及び北海道の要請に応じた水際対策や地域医療体制の整備等への協力、ワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発や生活支援の方法など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- ② 市内の発生当初の段階では、国と北海道により、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等が行われ、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じられます。市としても、情報収集に努め、国及び北海道の各対策に適宜適切に協力します。
- ③ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、国、北海道等と連携して、適切な対策へと切り替えます。
また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど適宜見直しを行います。
- ④ 市内で感染が拡大した段階では、国、北海道等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考え

られるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

- ⑤ 事態によっては、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。市は、必要に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「北海道対策本部」という。）等関係機関に対し要請等を行います。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づいて北海道が行う不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要となります。

事業者の従業員の罹患（りかん）等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、北海道、市町村、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

Ⅱ－３ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、北海道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

1 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意が必要です。

3 関係機関相互の連携協力の確保

苫小牧市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

必要な場合、市対策本部長は、北海道対策本部長に対して総合調整を行うよう要請します。

4 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

Ⅱ - 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫（ひまつ）感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にありますが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いています。北海道行動計画では、これを北海道の人口比（約 4.3%）で算出しているため、市行動計画においても人口比（0.1%）で算出すると、全国、北海道及び市の被害想定は次のようになります。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症のなかで、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があるとあり、併せて特措法の対象とされています。

そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することになることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

【想定条件】

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定。
- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%と想定。
- ・1日当たりの最大入院患者数については、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間連続するという仮定の下での入院患者の発生分布を試算。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意が必要。

表：新型インフルエンザ等発生時の被害想定（政府行動計画の想定に準拠）

	全国（128,057,000人）		北海道（5,506,419人）		苫小牧市（173,320人）	
医療機関受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約55万9千人～ 約107万5千人		約1万8千人～ 約3万4千人	
流行区分	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数の上限	約53万人	約200万人	約2万3千人	約8万6千人	約720人	約3千人
死者数の上限	約17万人	約64万人	約7千人	約2万8千人	約230人	約860人
1日当たりの最大入院患者数	約10万1千人	約39万9千人	約4千3百人	約1万7千人	約140人	約540人

※H22国勢調査人口に基づき算出

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定されるとしています。

- ① 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

Ⅱ－５ 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担います。

1 国の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ② ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
- ③ 世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ④ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。
- ⑤ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ⑥ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ⑦ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

2 北海道の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ② 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

3 市の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ② 地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確な対策に努めます。
- ③ 対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

4 医療機関の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備に協力します。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療の提供に努めます。

5 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

6 登録事業者の役割

- ① 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。
- ② 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

7 一般の事業者の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行います。
- ② 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ③ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

8 市民の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

Ⅱ－6 行動計画の基本項目

市行動計画では、政府行動計画、北海道行動計画に合わせ、各段階ごとに、「1 実施体制」「2 サーベイランス・情報収集」、「3 情報提供・共有」、「4 予防・まん延防止」、「5 予防接種」、「6 医療」、「7 市民生活・市民経済の安定」の7つの分野ごとに対策を進めます。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点については次のとおりです。

※サーベイランス：感染症に対し調査・監視すること

1 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市は、市の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められていることから、市としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、苫小牧市新型インフルエンザ等対策幹事会（総合政策部、市民生活部、福祉部、健康こども部、市立病院、港管理組合で構成。以下「市対策幹事会」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進します。

国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、市としても市対策本部を設置し、必要な措置を講じます。

なお、市対策本部は、緊急事態宣言が行われていない段階においても、必要に応じて設置することができます。

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要です。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載しますが、新感染症が発生した場合は、国、県及び関係機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、市内のサーベイランス体制を構築します。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行います。

国内又は道内の患者数が増加した時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となることから、国又は北海道は、入院患者及び死亡者に限定し

た情報収集に切り替えることとしています。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用します。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

また、北海道では、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握するとともに、国がとりまとめた全国データを入手し、関係部で情報を共有しながら対策に活用します。

市としては、国及び北海道等の要請に応じ、適宜協力するとともに、必要に応じて、地域の実情に応じたサーベイランスを保健所と連携して実施します。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、北海道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、市、国、北海道、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

(3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要です。

特に園児、児童、生徒等に対しては、学校等で集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健部局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

(4) 発生時における市民等への情報提供と共有

ア 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが

ら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行います。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

イ 市民の情報収集の利便性向上

政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用します。

4 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(2) 主なまん延防止対策（個人、地域・職場等）

個人における対策については、道内における発生の初期の段階から、北海道では新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力要請（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。市、国、北海道等関係機関は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

新型インフルエンザ等緊急事態において、北海道が必要に応じて不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る等国及び北海道の要請

に応じて、適宜協力します。

地域対策・職場対策については、道内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、北海道が必要に応じて施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に適宜協力します。

そのほか、国では、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしています。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染等があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要であるとしており、市としても、こうした水際対策に適宜協力するとともに、市内での患者発生に備えた体制整備に努めます。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ等感染症に限り記載します。

【ワクチンの種類】

パンデミックワクチン	新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されます。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造されます。 我が国においては、プレパンデミックワクチンの製造に当たって、現在 H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性は不明です。また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできません。

(2) 特定接種

ア 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣に指示して臨時に行われる予防接種をいいます。

なお、国、都道府県、市町村が行う特定接種は、特措法第 28 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に基づく予防接種（臨時の予防接種）とみなされ、同法（第 26 条及び第 27 条を除く。）の規定を適用し実施されます。

イ 特定接種の対象者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

【特定接種の対象となり得る者】

- | |
|---|
| ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） |
| ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 |
| ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 |

備考：特定接種の対象者は、政府行動計画の「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上、高い公益性・公共性が認められるものでなければなりません。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として国が特定接種の対象業務を定めています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

ウ 特定接種の接種順

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることを基本としています。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

- ③ 指定(地方) 公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- ④ それ以外の事業者

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、政府の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

市としては、国が決定した事項を把握するとともに、国や北海道と連携し、市職員の対象者に対して接種を行います。

エ 特定接種の使用ワクチン

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

オ 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。

市職員等については、市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされています。

(3) 住民接種

ア 住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなります。

イ 住民接種の対象者

住民接種の接種対象者については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とします。しかし、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなります。

【住民接種の対象者の分類（特定接種の対象者以外）】

- ① 医学的ハイリスク者：
呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：
ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

ウ 住民接種の接種順

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方がありますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあります。政府行動計画では以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定することとしています。

(ア) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(イ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

(ウ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(I) 住民接種の使用ワクチン

住民接種は、パンデミックワクチンを用いることとなります。

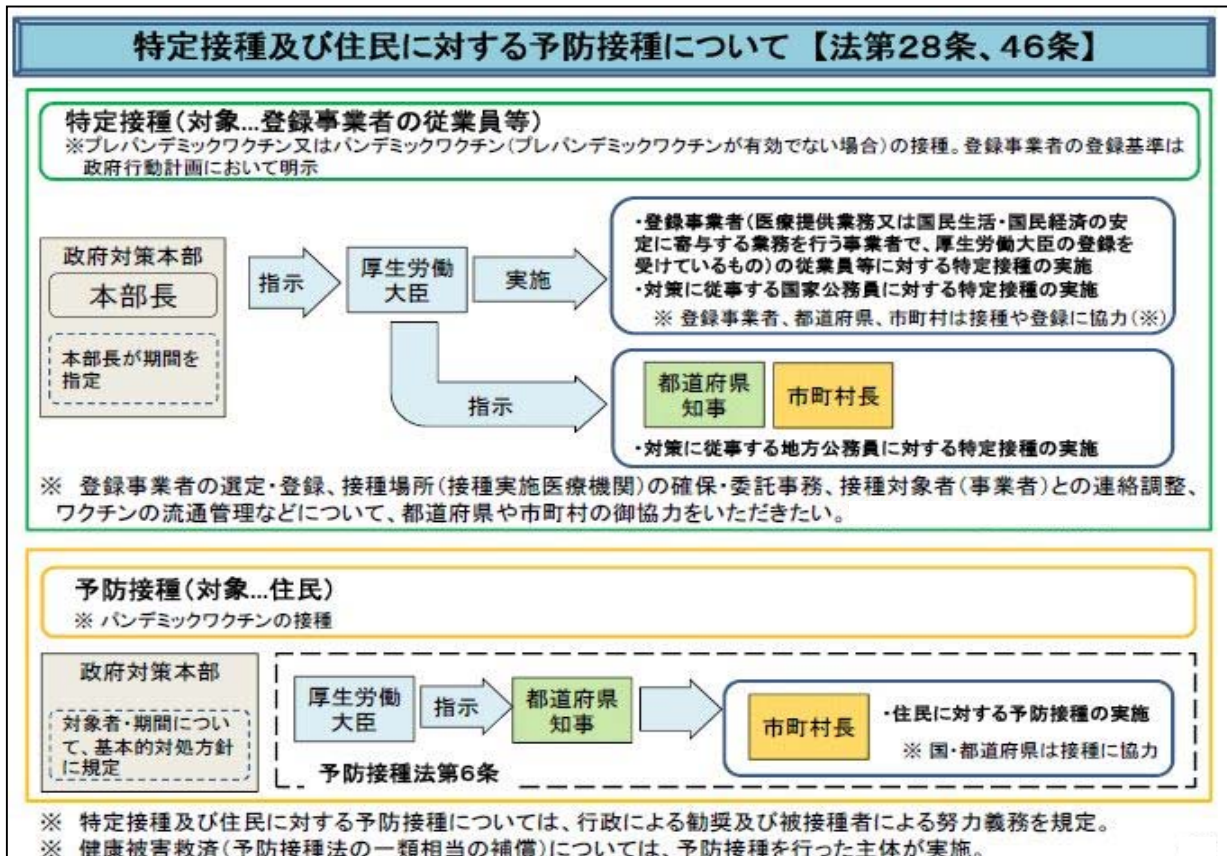
(II) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、国、北海道とも連携しながら、接種が適切かつ円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

(4) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定されます。

(参考) 特措法における特定接種と住民接種について（国の特措法関連資料より）



(参考) 住民接種の概要

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全住民（在留外国人を含む）	全住民（在留外国人を含む）
特措法上の位置づけ	第46条(住民に対する予防接種)	—
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項（臨時接種）	第6条第3項（新臨時接種）
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり（低所得者を除き実費徴収可）
費用負担割合	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	（低所得者分のみ） 国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4
健康被害救済の費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	

(5) 医療関係者に対する要請

北海道は、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行います。

6 医療

市は、北海道等からの要請に応じ、以下の対策等について適宜協力するとともに、北海道、苫小牧市医師会及びその他関係機関・団体と連携しながら、病診連携を始め医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。

【医療に関する北海道の対策】

1 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ道民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う

こととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

2 発生前における医療体制の整備について

北海道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）郡市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めます。

3 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定します。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させるこ

とができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要があります。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村を通じた連携だけでなく、日本医師会・北海道医師会・郡市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要です。

4 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行う必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行います。

道は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償します。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行います。

5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

① 政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を備蓄目標としていることから、道としても国の考え方に合わせ、引き続き、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。

② 政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしていることから、北海道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行います。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていいます。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、市は、国や北海道等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行います。

II-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、北海道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、判断することとされています。

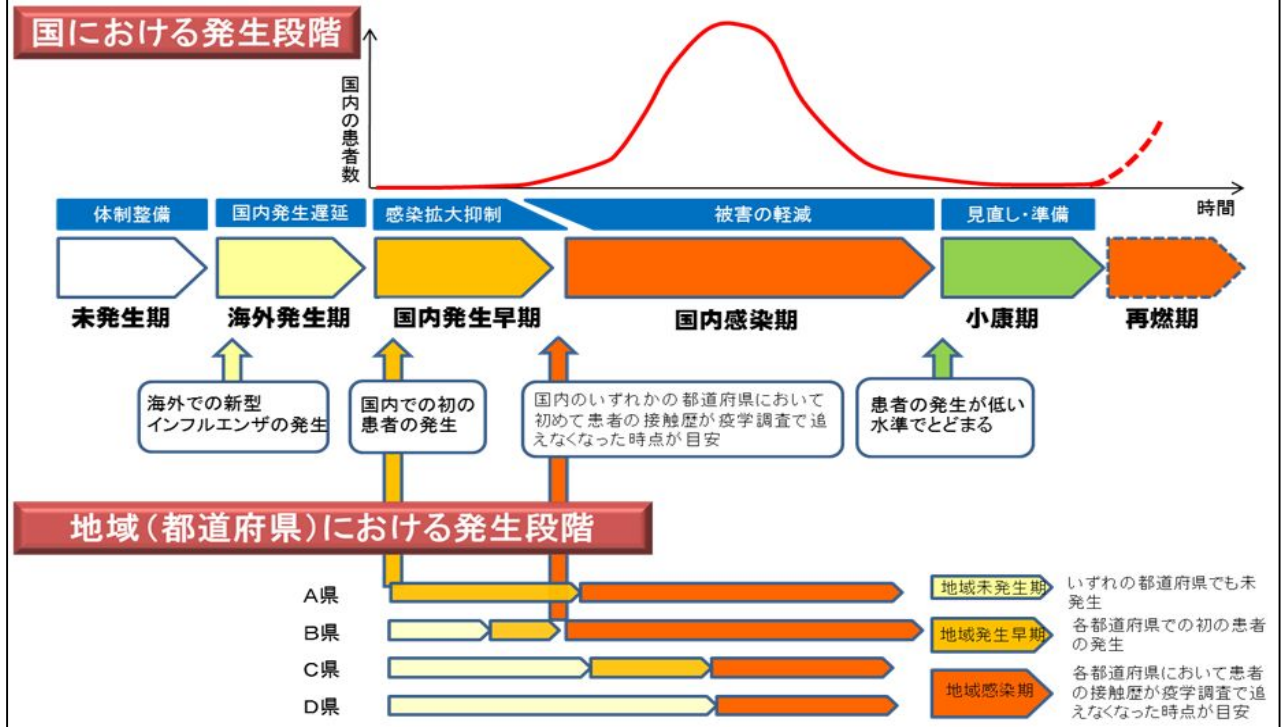
市においては、市行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施するものとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

【5つの発生段階】

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階) ・ 地域未発生期 ：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 地域発生早期 ：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階) ・ 地域未発生期 ：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 地域発生早期 ：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 地域感染期 ：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

未発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ② 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ① 発生に備えて体制の整備を行います。 ② 国際的な連携の下に発生の早期確認に努めます。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や北海道との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。 ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、北海道等から継続的な情報収集を行います。

1 実施体制

(1) 行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画等を踏まえ、発生前から、市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行います。（全庁）

(2) 体制整備及び連携強化

ア 市は、市における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた市の業務継続計画の策定・見直し等を行います。（市対策幹事会）

イ 市は、国、北海道、他の市町、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。（市対策幹事会）

2 サーベイランス・情報収集

市は、国及び北海道が発信する新型インフルエンザ等対策に関する情報を入手することに努めます。関係部間での情報共有体制を整備します。（健康こども部、関係部）

また、国及び北海道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、教育部、関係部）

【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

通常のサーベイランス

- ① 道は、国が実施する季節性インフルエンザに係る患者発生動向調査やウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）調査に協力するとともに、道内における患者発生動向やウイルスの性状について把握します。
- ② 道は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把

握します。

- ③ 道は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。
- ④ 道は、国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況に関する情報を把握します。
- ⑤ 道は、国が実施する鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集や国立感染症研究所が実施する分析評価により新型インフルエンザの出現に関する情報把握に努めます。

3 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ア 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国、北海道等と連携しながら、各種媒体を通じ継続的に分かりやすい情報提供を行います。（健康こども部）
- イ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。（健康こども部）

(2) 体制整備等

- ア 市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。（健康こども部、関係部）
- イ 市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。（健康こども部、関係部）
- ウ 市は、国、北海道、関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築します。（健康こども部、関係部）
- エ 新型インフルエンザ等発生時に住民からの相談に応じるため、市は、国からの要請に基づき、コールセンター（相談窓口）等の設置準備を進めます。（健康こども部、関係部）

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

- ① 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。（健康こども部、関係部）
- ② 市は、国及び北海道の要請に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。（健康こども部、関係部）

イ 水際対策への協力

市は、国及び北海道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、港管理組合、関係部）

【北海道における水際対策】

道では、国が実施する水際対策に協力するとともに、入国者に対する疫学調査等について国等との連携強化に努めます。

5 予防接種

(1) 特定接種を行う事業者の登録

- ① 市は、国からの要請に基づき、北海道と連携して登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。（健康こども部、関係部）
- ② 市は、国及び北海道からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録業務に協力します。（健康こども部、関係部）

(2) 特定接種の接種体制の構築

- ① 市は、特定接種の対象となりうる市職員について把握し、厚生労働省宛てに人数を報告するとともに、集団的接種を原則として、速やかにその特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築します。（健康こども部、関係部）
- ② 市は、国及び北海道からの要請に基づき、登録事業者等への特定接種に係る接種体制の構築に適宜協力します。（健康こども部、関係部）

(3) 住民に対する予防接種（住民接種）

- ① 市は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。（健康こども部）
- ② 政府行動計画等で示された接種の考え方を踏まえてワクチン需要量（見込み）を算出しておく等住民接種のシミュレーションを行います。（健康こども部）
- ③ 市は、国の技術的な支援（接種体制の具体的なモデルを示すなど）を受け、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。（健康こども部、関係部）
- ④ 市は、国及び北海道の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。（健康こども部）

(4) 情報提供

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国

民の理解促進を図るとしており、市としても、北海道と連携して、市民に対して必要な情報提供に努めます。(健康こども部)

6 医療

市は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした二次医療圏を単位とした医療体制の整備など、北海道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、市立病院)

【北海道における医療に関する対策】

1 地域医療体制の整備

- ① 道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。
- ② 道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。

また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進めることとします。

- ③ 道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

2 国内感染期に備えた医療の確保

道は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。

- ① 道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努めます。
- ② 道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
- ③ 道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握します。
- ④ 道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討します。
- ⑤ 道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要と

される医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。

- ⑥ 道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

3 手引き等の策定、研修等

- ① 道は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。
- ② 道は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。

4 医療資器材の整備

道は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努めます。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。

5 検査体制の整備

道は、国からの要請及び技術的支援に基づき、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備します。

6 医療機関等への情報提供体制の整備

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備します。

7 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

道は、国が目標としている国民の 45 %に相当する量を備蓄するという考え方に合わせ、道民の 45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄に努めます。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。

8 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

道は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導します。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 指定（地方）公共機関における業務計画等の策定

市は、北海道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、関係部）

【北海道における道民生活及び道民経済の安定の確保に関する対策】

業務計画等の策定

道は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認します。

(2) 物資供給の要請等

市は、北海道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、関係部）

【北海道における道民生活及び道民経済の安定の確保に関する対策】

物資供給の要請等

道は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請します。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

市は、国の要請に基づき、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、災害時要援護者を参考に対象者の把握に努めます。（市民生活部、福祉部、関係部）

北海道と連携し、発生時における要援護者支援の対象者に応じた支援内容とその具体的手続きを決めておくとともに、食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行います。（市民生活部、福祉部、関係部）

(4) 火葬能力等の把握

市は、北海道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備します。（市民生活部、環境衛生部、福祉部）

(5) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄又は施設及び設備の整備に努めます。（市民生活部、健康こども部、関係部）

海外発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ① 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ② 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ③ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。 ② 国内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国及び北海道と連携しながら強力な措置をとることとします。 ② 対策の判断に役立てるため、国、北海道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 ③ 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国又は北海道が実施するサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。 ④ 北海道と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促します。 ⑤ 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備を進め、市内発生に備えた体制整備に努めます。

1 実施体制

(1) 体制強化等

市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び北海道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めます。必要に応じ、市対策幹事会を開催し、情報の集約・共有、初動体制の確認等を行います。（市対策幹事会）

政府が感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定した場合には、市においても、北海道と連携して、対策を実施します。また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針を変更した場合も、北海道に準じ、必要な対策を実施します。（市対策幹事会）

(参考) 国及び北海道の実施体制

国は、発生状況に応じて、海外において新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する。その時は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと概ね同等以下と認められる場合を除き、政府対策本部を設置する。基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針を決定する。病原体の特性、

感染拡大の状況等に応じ、必要に応じて基本的対処方針を変更する。

北海道は、新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じ、北海道新型インフルエンザ等対策本部幹事会を開催し、情報の集約・分析等を行う。また、政府対策本部が設置された場合は、北海道は北海道対策本部を設置し、必要な措置を行う。また、必要と認められる場合には総合振興局（振興局）長を本部長とする北海道新型インフルエンザ等対策地方本部を設置する。

2 サーベイランス・情報収集

市は、国、北海道等から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、学校等での発生状況調査など以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、教育部、関係部）

【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

サーベイランスの強化等

- ① 道は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③ 道は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、国及び北海道が発信している海外での発生状況、現在の対策、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターや医療機関の帰国者・接触者外来に関する情報、国内で発生した場合に必要な対策等を市民に対し周知します。情報の提供に当たっては、ホームページ、コールセンター等を通じた情報提供を行うが、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受け手に応じた情報提供手段を講じます。（総合政策部、健康こども部、関係部）

(2) 情報共有

市は、インターネット等を活用し、国、北海道、関係機関等と対策の理由、プロセス等の共有に努めます。（健康こども部、関係部）

(3) コールセンター（相談窓口）等の設置

- ① 市は、国の要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター（相談窓口）を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。その際、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討します。（健康こども部、関係部）

- ② 市は、市民からコールセンターに寄せられる問い合わせ、国、北海道、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。（健康こども部）

4 予防・まん延防止

(1) 感染症危険情報の周知等

市は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国及び北海道と連携しながら、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行います。（総合政策部、健康こども部、関係部）

(2) 水際対策への協力

市は、国及び北海道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、港管理組合、関係部）

【北海道における水際対策】

1 検疫への協力

- ① 道は、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、道内における予防・まん延措置に努めます。
- ② 検疫の強化に伴い、国から道警察に対し、検疫実施空港・港及びその周辺において警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

2 密入国者対策への協力

- ① 道は、発生国からの密入国が予想される場合に国が実施する取締機関相互の連携強化に協力するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続きをとります。
- ② 国から道警察に対し、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、又は、警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。
- ③ 感染者の密入国を防止するため、国から道警察に対し、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動を強化し、または、警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

5 予防接種

(1) ワクチンの供給

市は、国や北海道におけるワクチンの供給量や円滑な流通体制の整備状況等に関する情報収集を行い、予防接種体制の構築の参考とします。（健康こども部）

(2) 特定接種の接種体制

- ① 政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしています。市はその国の決定について情報収集します。(健康こども部)
- ② 市は、北海道と連携して国が実施する特定接種に協力するとともに、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。なお、国、都道府県、市町村が行う特定接種は、特措法第28条に基づき、予防接種法第6条第1項に基づく予防接種（臨時の予防接種）とみなされ、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用し実施されます。(健康こども部)
- ③ 市は、国が取りまとめるQ&Aや広報資材などを踏まえ、特定接種の対象者等に、接種の目的、実施方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先、具体的な接種の進捗状況など、接種に必要な情報を提供します。(健康こども部)

(3) 住民に対する予防接種（住民接種）

市は、国の要請を受け、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関して、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、「Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」に基づき、具体的な接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、市民への周知方法等）の構築を図ります。(健康こども部)

(4) モニタリング

市は、国が実施する特定接種を実施した場合の接種実施モニタリングや科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集等に道と連携の上、協力します。(健康こども部)

6 医療

市は、引き続き、北海道が行う医療対策の情報を収集するとともに、北海道等からの要請に応じ、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした二次医療圏を単位とした医療体制の整備など、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、市立病院)

【北海道における医療に関する対策】

1 新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知します。

2 医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えら

れる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。

- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼します。

3 帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

4 医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

5 検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備します。

6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
- ② 道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。
- ③ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

市は、北海道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、関係部)

【北海道における道民生活及び道民経済の安定の確保に関する対策】

- ① 道は、国が事業者に対して実施する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施準備に係る要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び道と連携し、事業継続に向けた準備を行います。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、北海道を通じた国からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。併せて遺体の安置に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。(市民生活部、環境衛生部、福祉部)

国内発生早期

状態	<p>① 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>② 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</p> <p>(地域未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
目的	<p>① 国内での感染拡大をできる限り抑えます。</p> <p>② 患者に適切な医療を提供します。</p> <p>③ 感染拡大に備えた体制の整備を行います。</p>
対策の考え方	<p>① 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国及び北海道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。</p> <p>② 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</p> <p>③ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供します。</p> <p>④ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。</p> <p>⑤ 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。</p> <p>⑥ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</p>

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

- ① 国内発生早期に移行し、国が国内での感染症拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合、市においても、速やかに国及び北海道の方針に沿った対処方針を決定します。市対策幹事会において、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況及び対策に関わる情報収集に努めるとともに、情報の集約・共有を図り、北海道、保健所とも連携し、市民への適切な情報提供、市内感染者確認時の対応など新型インフルエンザ等対策について協議・実施します。(市対策幹事会、関係部)
- ② 道内において新型インフルエンザ等が発生した場合(地域発生早期)は、道内・市内の感染状況、感染規模、病原性等を総合的に判断し、必要に応じて、市対策本部を設置・開催し、

新型インフルエンザ等対策について対処方針を決定・実施します。なお、緊急事態宣言が行われていない段階では、市対策本部は任意での設置となります。（市対策幹事会）

(2) 政府現地対策本部の設置

国が、発生の状況により、発生の初期の段階における北海道に対する専門的調査支援のため、道内に政府現地対策本部を設置したときは、市はその情報収集に努め、国及び北海道からの要請に応じて、政府現地対策本部及び北海道の取組等に適宜協力します。（市対策幹事会、関係部）

(3) 緊急事態宣言 の措置

政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置し、変更された政府の基本的対処方針に応じた対応方針を決定し、北海道と連携して、緊急事態に係る対策を実施します。（市対策幹事会、関係部）

(参考) 緊急事態宣言について（政府行動計画より抜粋）

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

2 サーベイランス・情報収集

市は、国、北海道等から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、学校等での集団発生の状況調査など以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、教育部、関係部）

【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

サーベイランス

- ① 道は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施します。
- ② 道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努めます。
- ③ 道は、国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施します。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 市は、引き続き、道内外、市内外の発生状況や具体的な対策、地域内の公共交通機関の運行状況等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで市民に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。(総合政策部、健康こども部、関係部)
- ② 市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。(総合政策部、市民生活部、福祉部、健康こども部、教育部、関係部)
- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。(健康こども部、関係部)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表を行う場合は、国、北海道、関係機関等と情報を共有するとともに、発表の方法については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討するよう努めます。(総合政策部、健康こども部)

(参考) 地域の発生状況の公表について(国の新型インフルエンザ等対策ガイドライン抜粋)

個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。(中略) 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合は、その程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段を発表する。

(2) 情報共有

市は、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。(健康こども部、関係部)

(3) コールセンター(相談窓口)等の体制充実・強化

市は、国からの要請に基づき、コールセンター等の体制の充実・強化に努めます。また、国から、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受けた場合は、適切に相談対応に活用します。(健康こども部)

4 予防・まん延防止

(1) 国内での感染拡大防止策

- ① 市は、市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨します。(総合政策部、健康こども部)

- ② 市は、学校・保育施設等において学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うとともに、事業者、病院、高齢者施設等における感染予防対策が強化されるよう、周知に努めます。（福祉部、健康こども部、市立病院、教育部、関係部）
- ③ 地域発生早期（道内発生早期）の段階には、感染した可能性のある方に対して、二次感染防止策、受診方法等について周知します。（総合政策部、健康こども部）
- ④ 上記のほか、市は、国及び北海道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、関係部）

【北海道における国内での感染防止対策】

- ① 道は、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行います。
- ② 道は、国と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、住民、事業者等に対して次の要請を行います。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ③ 道は、国からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が強化されるよう努めます。

(2) 水際対策

市は、国及び北海道の要請に応じ、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力します。（健康こども部、港管理組合、関係部）

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 市は、道内で緊急事態宣言がされている場合、国及び北海道の要請に応じ、北海道が住民に対して行う不要不急の外出自粛の要請、学校、保育施設等の使用制限の要請等に協力します。（健康こども部、教育部、関係部）
- ② 上記のほか、市は、国及び北海道の要請に応じて、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、関係部）

【北海道における緊急事態宣言時の予防・まん延防止策】

道は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、道は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じます。
 - ・道は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。政府行動計画では、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられるとしています。
 - ・道は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
 - ・道は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。道は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ② 道は、道内において、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、国が実施する地域における重点的な感染拡大防止策に協力します。

5 予防接種

(1) 特定接種

市は、北海道と連携して、引き続き国が実施する特定接種に協力します。また、市職員の対象者に特定接種を継続します。（健康こども部）

(2) 住民に対する予防接種（住民接種）

- ① 国は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位を決定することとなります。市は、北海道と連携して、国の決定内容について情報収集します。（健康こども部）
- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、市は、関係者の協力を得て、国の示す接種順位に従って住民接種を開始します。（健康こども部）

- ③ 市は、国の求めに応じて、住民接種に関する情報提供を開始します。その際、接種会場における二次感染対策について広報、接種会場における掲示等により注意喚起を行います。（健康こども部）
- ④ 市は、住民接種の実施に当たり、国及び北海道と連携して、学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行います。（健康こども部）
- ⑤ 緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなりますが、この場合、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供します。（健康こども部）
- ⑥ 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。（健康こども部）
- ⑦ 医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、速やかに厚生労働省に直接報告できるように、市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。（健康こども部）

(3) 緊急事態宣言 がされている場合の措置

市は、住民接種について、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。（健康こども部）

6 医療

- ① 市は、北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道からの要請に応じて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターについて周知します。（健康こども部、市立病院）
- ② 地域発生期に至らない場合でも、患者等が増加してきた段階において、国の要請に基づき、北海道は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行することとしています。市としては、市民への適切な周知のため、診療体制の情報収集に努めます。（健康こども部、市立病院）
- ③ 市は、国及び北海道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、市立病院）

【北海道における医療対策】

1 医療体制の整備

道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

2 患者への対応等

- ① 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。
- ② 道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。
- ③ 道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露（ばくろ）した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

3 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

4 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。

5 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

市は、北海道等からの要請に応じ、事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策開始の要請に協力します。（健康こども部）

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市は、国及び北海道と連携し、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。(総合政策部、産業経済部、関係部)

(3) 要援護者対策

- ① 国内で新型インフルエンザ等が発生した場合(地域未発生期)、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。(市民生活部、福祉部)
- ② 道内で新型インフルエンザ等が発生した場合(地域発生早期)、市は、計画に基づき、要援護者対策を実施します。食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。(市民生活部、福祉部、関係部)

(4) 遺体の火葬・安置

市は、北海道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所において、適切に遺体の安置を行います。(市民生活部、環境衛生部、福祉部)

(5) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じます。また、国及び北海道からの要請に応じて、適宜協力します。

ア 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(上下水道部)

イ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、北海道と連携して、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び北海道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、市民の相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(市民生活部、産業経済部、関係部)

ウ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、国及び北海道と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。(産業経済部、関係部)

国内感染期

<p>状態</p>	<p>① 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</p> <p>② 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p> <p>③ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</p> <p>(地域未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>(地域感染期) 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>
<p>目的</p>	<p>① 医療体制を維持します。</p> <p>② 健康被害を最小限に抑えます。</p> <p>③ 国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えます。</p>
<p>対策の考え方</p>	<p>① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。</p> <p>② 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、北海道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。</p> <p>③ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。</p> <p>④ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。</p> <p>⑤ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。</p> <p>⑥ 欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。</p> <p>⑦ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。</p> <p>⑧ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。</p>

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

- ① 国が、国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、市においても、

市対策幹事会を開催し、速やかに国及び北海道の方針に沿った対処方針を決定します。（市対策幹事会、関係部）

- ② 道内において新型インフルエンザ等が発生した場合（地域発生早期、地域感染期）、道内・市内の感染状況、感染規模、病原性等を総合的に判断し、必要に応じて、市対策本部を設置・開催し、情報の集約・共有を図り、国の方針に沿った新型インフルエンザ等対策について決定・実施します。なお、緊急事態宣言が行われていない段階では、市対策本部は任意での設置となります。（市対策幹事会）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 府県対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置し、変更された政府の基本的対処方針に応じた対処方針を決定し、北海道と連携して、緊急事態に係る対策を実施します。（市対策幹事会、関係部）
- ② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、北海道は、国と協議しながら特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の措置を行うこととなります。（市対策幹事会、関係部）

2 サーベイランス・情報収集

市は、国、北海道等から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道等からの要請に応じ、学校等での集団発生の状況調査など以下の取組等に適宜協力します。（健康こども部、教育部、関係部）

【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

（地域感染期における対応）

- ① 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 市は、引き続き、道内外、市内外の発生状況や具体的な対策、地域内の公共交通機関の運行状況等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで市民に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。（総合政策部、健康こども部、関係部）

- ② 市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(市対策幹事会、関係部)
- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康こども部、関係部)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表を行う場合は、政府対策本部及び厚生労働省や北海道と情報を共有するとともに、発表の方法については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総合政策部、健康こども部)

(2) 情報共有

市は、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(健康こども部)

(3) コールセンター（相談窓口）等の体制充実・強化

市は、国からの要請に基づき、コールセンター等を継続する。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用する。(健康こども部)

4 予防・まん延防止

(1) 道内でのまん延防止策

- ① 市は、引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。(総合政策部、健康こども部)
- ② 市は、引き続き、学校・保育施設等において学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うとともに、事業者、病院、高齢者施設等における感染予防対策が引き続き強化されるよう、周知に努めます。(福祉部、健康こども部、市立病院、教育部、関係部)
- ③ 上記のほか、市は、国及び北海道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、関係部)

【北海道における道内でのまん延防止策】

1 道内でのまん延防止策

- ① 道は、国と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、住民、事業者等に対して次の要請を行います。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感

染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請します。

② 道は、国からの要請に基づき関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策が引き続き強化されるよう努めます。

③ 道は、国と連携し、医療機関に対し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国における継続の有無の決定により適切に対応します。

④ 道は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止します。

(2) 水際対策

市は、国及び北海道の要請に応じ、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力します。（健康こども部、港管理組合、関係部）

5 予防接種

(1) 特定接種

市は、北海道と連携して、引き続き国が実施する特定接種に協力します。また、市職員の対象者に特定接種を継続します。（健康こども部）

(2) 住民に対する予防接種（住民接種）

市は、国の対策に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続します。（健康こども部）

(3) 緊急事態宣言 がされている場合の措置

市は、国及び北海道と連携し、特措法第46条の規定に基づき、住民接種（臨時の予防接種）を継続します。（健康こども部）

6 医療

① 地域感染期となった場合は、市は、北海道とともに、関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。苫小牧市医師会と連携しながら、地域における新型インフルエンザ等の診療体制を確保するとともに、診療時間をとりまとめるなどして住民への周知を図ります。（健康こども部）

② 地域感染期となった場合は、市は、国及び北海道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者へ支援（見回り、食事の提供、

医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。(福祉部、健康こども部)

- ③ 市は、北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、市立病院)

【北海道における医療対策】

1 患者への対応等

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。

(地域感染期における対応)

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。

また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。

- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知します。
- ④ 関係機関・団体等と調整の上、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。

2 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼します。

4 在宅で療養する患者への支援

道は、市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行います。

5 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。
- ② 道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めます。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとします。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者等の対応

市は、北海道等からの要請に応じ、事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策開始の要請について協力します。（健康こども部、関係部）

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市は、引き続き国及び北海道と連携し、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。（総合政策部、市民生活部、産業経済部、関係部）

(3) 要援護者対策

- ① 国内で新型インフルエンザ等が発生した場合（地域未発生期）、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。（市民生活部、福祉部、健康こども部）
- ② 地域感染期となった場合は、市は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に

支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び北海道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）への対応を行います。（市民生活部、福祉部、健康こども部）

- ③ 地域発生早期・地域感染期となった場合は、市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。（市民生活部、福祉部、関係部）

(4) 遺体の火葬・安置

- ① 市は、北海道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。（市民生活部、環境衛生部、福祉部）
- ② 万が一、地域感染期において、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合には、市は、北海道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保・拡充し、併せて遺体の安置に必要な人員等を確保します。（市民生活部、環境衛生部、福祉部）

(5) 緊急事態宣言 がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じます。また、国及び北海道からの要請に応じて、適宜協力します。

ア 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。（上下水道部）

イ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、北海道と連携して、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び北海道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等を要請します。（市民生活部、産業経済部、関係部）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。（市民生活部、関係部）

ウ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、国及び北海道と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。（産業経済部、関係部）

工 要援護者対策

市は、国から、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の要請を受け、北海道の協力も得つつ対応します。（市民生活部、福祉部、関係部）

オ 遺体の火葬・安置

- ① 市は、国から北海道を通じて、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請があった場合は、適宜対応します。（環境衛生部）
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、北海道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保し、併せて遺体の安置に必要な人員等を確保します。（市民生活部、環境衛生部、福祉部）
- ③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を定めることとしています。必要に応じ、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。（環境衛生部）

小康期

状態	① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ② 大流行はいったん終息している状況。
目的	道民生活及び道民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方	① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。 ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、本市においても、速やかに国及び北海道の方針に沿った対処方針を決定します。(市対策幹事会、関係部)

(2) 緊急事態解除宣言がされたときの対応

- ① 市は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、北海道と連携して、対策を見直すなど所要の措置を講じます。(市対策幹事会)
- ② 市は、緊急事態解除宣言がされたときに、速やかに市対策本部を廃止します。(市対策幹事会)

(3) 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン、道の行動計画等を見直しを踏まえ、市行動計画の見直しを行います。(市対策幹事会)

2 サーベイランス・情報収集

市は、国、北海道等から新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を収集します。また、国及び北海道等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、教育部、関係部)

【北海道におけるサーベイランス・情報収集に関する対策】

サーベイランス

- ① 道は、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 道は、再流行を早期に探知するため、国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 市は、市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。(総合政策部、健康こども部、関係部)
- ② 市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。(総合政策部、健康こども部、関係部)

(2) 情報共有

市は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、北海道から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。(健康こども部)

(3) コールセンター（相談窓口）等の体制の縮小

市は、国の要請に基づき、コールセンター等の体制を縮小します。(健康こども部)

4 予防・まん延防止

国では、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直すこととしており、市においては、必要に応じて、国及び北海道に協力します。(健康こども部、関係部)

5 予防接種

(1) 住民に対する予防接種（住民接種）

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続します。(健康こども部)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、市は、国及び北海道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、住民接種（臨時の予防接種）を継続します。(健康こども部)

6 医療

市は、北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道と連携し、以下の取組等に適宜協力します。(健康こども部、市立病院)

【北海道における医療対策】

1 医療体制

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

2 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療

機関に対し、周知します。

- ② 道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

3 緊急事態宣言 がされている場合の措置

道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民・事業者への呼びかけ

市は、国及び北海道と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。(総合政策部、市民生活部、産業経済部、関係部)

(2) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び北海道と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)への対応を行います。(市民生活部、福祉部、健康こども部)

(3) 緊急事態宣言 がされている場合の措置

市は、国、北海道、指定(地方)公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。(全庁)

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

1 特定接種の登録事業者

A 医療分野	A-1：新型インフルエンザ等医療型 A-2：重大・緊急医療型
B 国民生活・国民経済安定分野	B-1：介護・福祉型 B-2：指定公共機関型 B-3：指定公共機関同類型 B-4：社会インフラ型 B-5：その他

2 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者となります。

区分1	新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 (=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)
区分2	新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
区分3	民間の登録事業者と同様の職務

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。市としても、北海道と同様に、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示します。

1 実施体制

- ① 市は、道内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部を含む北海道における検討状況等の情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、国及び北海道の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。（健康こども部、関係部）
- ② 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、北海道と連携して、必要に応じ、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、市民への情報提供に関する措置について検討します。（健康こども部、関係部）

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

市は、北海道と連携して、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。（環境衛生部、健康こども部、産業経済部）

【情報収集源】

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学（OIE リファレンスラボラトリーに指定）
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 北海道

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

北海道では、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握することとしているため、市はその情報収集に努めます。（健康こども部）

3 情報提供・共有

- ① 市は、道内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国及び北海道と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行います。（総合政策部、健康こども部）

- ② 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国及び北海道から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について情報収集を行うとともに、必要に応じて、市民に積極的な情報提供を行います。（総合政策部、環境衛生部、健康こども部、産業経済部）

4 予防・まん延防止

(1) 人への鳥インフルエンザの感染対策

市は、北海道と連携して、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、市民への注意喚起を行います。（総合政策部、健康こども部）

(2) 疫学調査、感染対策

- ① 北海道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施し、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めることとしています。市は、北海道の対応に協力します。（健康こども部）
- ② 市は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国及び北海道と連携して、自宅待機を依頼します。（健康こども部）

(3) 家きん等への防疫対策

鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性のある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生・拡大を予防する必要があります。市は、北海道等からの要請に応じて、市民周知、防疫措置等の適宜協力します。（市民生活部、環境衛生部、産業経済部）

【北海道における家きん等への防疫対策】

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

5 医療

市は、北海道からの要請に基づき、感染が疑われる者への対応や感染対策などの医療機関、市民への周知等について、適宜協力します。（健康こども部、市立病院、関係部）

【北海道における家きん等への防疫対策】

1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。